

〔研究ノート〕

江戸の仇討考

—日本人に宿る情理の世界—

（目次）

- 一 仇討の歴史的流れ
- 二 武士道と喧嘩両成敗の法理
- 三 忠孝と勸善懲惡の情理
- 四 仇討の変質と衰退・廃止の流れ

重松一義

一 仇討の歴史的流れ

国語・国文学という視点では、「仇」は室町時代まではアタと清音で読み、以降はアダと濁音で読まれている。自分に害をなす、怨みを抱くもの、攻めてくるものといった意味をもち、古典のなかからも、

「日に向かひてあたを征ちしは」（『神武記』）〔守隨憲治・今泉忠義・松村明編『古典辞典』旺文社〕。「必ず此の仇を報すべし」（『今昔物語』二ノ二八）、「この者、わがためにあたばむずる者なり」（『平治物語』（上）信頼信西不快）〔大野晋・佐竹昭広・前田金五郎編『岩波古典辞典』岩波書店〕。「いみじき武士ものふ、仇敵あいだきなりとも、見てはうちえまぬべきさまのし給へれば」（『源氏物語』桐壺の巻）〔佐藤定義『詳解古語』明治書院〕

といった用例がみられる。これが近世・江戸以降は仇討・復讐・仕返しという一般用語となつており、今日では「仇討」というより「敵討」という呼称・用字で説明される傾向にある。

これを法律的概念に近づけて把えれば、自分に害をなすべく、与えられた精神的・肉体的・物質的害悪に対し、公権力に依ることなく、自力で報復する救済行為・回復行為といった説明となる。それは「眼には眼を、歯には歯を」というタリオ talio（同害報復）の思想そのもので、血縁の家族、一族はもとより、生存してゆく地域共同体を連帯して死守してゆこうとする強い意識のもとに発動している。素朴で強固な同害報復は、いわば原始社会・古代社会では当然視された私的刑罰そのもので、全族的自衛義務・戦闘義務として何の疑念もなく存在し、おこなわれたものである。

古代ゲルマンでの小部族 Völkerschaft 単位での復讐の反復もそれであり、わが国でも眉輪王まゆわのおおきみの父・大草香かの

かの

皇子みこが安康天皇に殺害されたことを怨み、天皇を弑殺したという故事の伝えがあり（『古事記』）、「父王之仇、不可レ非レ報」と、復讐の手段が孝道に合致することを皇室の世界にあっても、これを認めていることが知られる。特に中国の「曲礼」「檀弓」という儒書から「志レ雪ニ讐恥」という文を引き、これを肯定しており（『日本書紀』）、すでに、こうした文献的知識も裏付けとしてあつたわけである。したがい、まず仇討にかかわる基本文献を諸外国の文献から拾い、そのルーツと思われるものを若干挿出してみよう。

○『札記』の中に記される「曲礼」の条に「父之讐不_二与共戴_一天」とあり、同じく若干表現を異にするが「親の讐は共に天を戴_{いたた}かず」と、復讐が徳目として、善行として称讃している。しかし、その注釈書である「札記義疏」卷五・卷十では、報復の義務は血統の親疎によると、段階的順序を示している。徳積陳重『復讐と法律』においても「曲礼」を引き、

「父の讐には与_{とも}に共に天を戴かず、兄弟の讐には兵に反ら_{かえ}らず、交遊の讐には国を同じうせず」とあり、また同書の「檀弓」に、子夏が父母の仇にいるときは如何にすべきかを孔子に問いたるとき、孔子これに答えて、「苦_{とき}に寝ね、干_{かん}を枕にして仕えず、天下を与_{とも}に共にせず、諸に市朝に遇うときは、兵に反ら_{かえ}らずして鬪_{たたか}う」といったことを記している。儒教においては、復讐を以て子弟の義務となし、これを行ふを以て孝悌_{こうてい}の表現としたのである。

いまだ法制が十分に整わない、法の力が十分に發揮されていない時代の仇討・復讐は、こうした思考により容認され進められていた。

○『周礼』の朝士の職の条には「およそ仇讐を報ずる者、士に書すればこれを殺すも罪なし」とあり、復讐者が士（朝士・役人）に届ければ（書は届の意）、これを認めるとしている。しかし、復讐者がどうしてもこ

れを行うと朝士の意見を聞かない場合は、これを避けさせるため、和難すなわち、

およそ和難は、父の讐は諸を海外に避け、兄弟の讐は諸を千里の外に避け、従父兄弟の讐は国を同じゅうせず。君の讐は父に眠え、師長の讐は兄弟に眠え、主友の讐は従父兄弟に眠う。避けざればこれに瑞節を与えて以てこれを執う。

という一種の保安処分制度を適用して制止拘束（執うの意）、やがて「唐律」の賊盜律などにみる左の「移郷」という制度となり、わが国の養老律令などにもこれが採られるのである。

諸殺レ人、応レ死、会「赦免者」、移郷千里外

（唐律 賊盜律）

凡殺レ人、応レ死、会レ赦免者、移郷。若群党共殺、止移「下手者及頭首之人」云々（養老律令 賊盜律）
案レ之、死家有「親戚」之時、依ニ与レ彼為レ讐、移レ郷為レ避レ讐之矣
（法曹至要抄）

移郷とは要するに復讐者（加害者）が赦免になつたあとも、被害者（相手）の近親者がいる場合、再復讐・むし返しなど、相互の心理を配慮、その無用な接触を回避するため、復讐者をかつての本貫（本籍）・居住地に帰さず、他の地方に強制移住させることで、唐律と異なる点は移郷の取扱において流刑の規定が多く準用されていることである。こうしたわが国の移郷制度は、中世になつてより落人・罪科ある者の「走入り」「寺入り」（高野山の遁科屋など）といった西洋のアシール [Asyl] と同じような復讐回避の断片的制度をもみるのである。

○『聖書』の「申命記」にも、かつてよりユダヤに習俗として復讐のあることを認めつつ、

「父はその子らの故によりて殺さるべからず、子らはその父の故によりて殺さるべからず、各人おのれの罪によりて殺さるべきなり。」（第二十四章第十六節）と、復讐は個人責任・自己責任でなさるべきであることを説くのである。

○『マホメットの經典』「コーラン」をみる場合、被害者親族の赦しを前提に、復讐を金品での贖罪で解消する道を与えていた。すなわち、その牛篇に、

ああ汝真正なる信徒よ、被殺者復讐の法は汝らのために布かれたり。自由人は自由人のために死せざるべからず。奴隸は奴隸のために死せざるべからず。婦女は婦女のために死せざるべからず。しかれども、もし被殺者の親戚がこれを宥恕するときは、これを裁判に附して報償を為さしめ、仁慈なる罰金を科すべし。

この法は上帝の至仁なる恩恵なり。故にもし将来の法に背き、擅^{まことなま}に為害者を殺す者あらば嚴刑に処せらるべし。

とあり、復讐は上帝（マホメット）という絶対的公権力のもとに制約されるものであるとするのである。
(The Kohran. ch. II)

これらの考え方はアングロサクソンの身位金 Wergeld・ゲルマンの平和金 Friedens-geld・血錢 Blood-money・贖罪金目録 BuBkatalogeといったものに近い殺傷賠償の標準化（妥当額）といへ方回のむと、私的報復・私闘乱殺という弊害を少しでも回避し改善してゆくものであった。中国でも我国でも、

諸祖父母及夫為人所殺、私和者流二千里^{ひせき}、受財重者各準^{じゆん}盜

〔唐律〕賊盜律

凡祖父母父母外祖父母及夫、為人所殺、私和者徒三年、一等親徒二年、二等親徒一年、三等以下親遞減二等、受財者各准^{じゆん}盜論

〔大宝律令〕賊盜律

と同似た制度をもち、中国では金錢の流通が発達しており、贖銅も实际上かなりあり得たのであるが、わが国ではこうした面が未発達であり、金錢取引により父母の復讐を思いとどまるという風潮はなく、これら条々

はほぼ空文として機能しなかつたとみられるものである。これらのプロセスから仇討・復讐の義務は早くから制約され、でき得るものならば回避させたいとする流れを知るのである。ただ法律・制度・政策は、たしかに進化し合理化・人道化の方向へと流れているが、果たして親兄弟が理不尽に、無為に殺された無念さ、遺恨といったものが、そんなに簡単に法や公権力の制約により解消され、中和され、昇華され得たものであろうか。

二 武士道と喧嘩両成敗の法理

時代は中世に入つてゆくと、いわゆる貴族・公家の時代から武士の時代となるもので、わが国の中世は鎌倉・室町幕府という「軍事政権」のもと支配され、社会秩序が保たれてゆく。そこでは常に戦時を想定した体制での強力な統制力を必要とし、「理非を論ぜず」といった武断的な判断や場面がおのずから多く展開されてゆくことになる。仇討の思想もきっかけも、そうした体制のなかであるがゆえに仇討も武士的判断と作法といつたものが生起していったといえよう。

例えば南北朝時代、参議・檢非違使別当を経て勅使をつとめる日野資朝は、後醍醐天皇の討幕計画に加わったことから鎌倉に送られ（正中の変）、佐渡に配流されて本間山城入道に謀殺されている。これを聞くその子阿若（阿新丸）^{わかな}日野邦光は佐渡に渡り父の仇本間入道の子三郎を討つている（『太平記』）。この例などは初期の有名な曾我兄弟の仇討と同様、中世の武士が心得る物の道理に立つ徳目を実践したといえる代表例であろう。『宇津保物語』藤原君の言として、「仇は徳を持ちてぞいふなる」との「徳」は、本来、老子の「仇は徳を以て報ゆ」との思想の引用であるが、中世では「純粹な親心を想う子心」「不純でない自然で当然な仇討」「だれも制止でき得ない仇討」の存在を指すものと思われる。

中世も末期の戦国時代に入れれば、織田信長の「一錢切り」「喧嘩両成敗」など、厳しい軍律がみられてゆく。

これは敵と相対している陣中において「味方同志が喧嘩口論するとは何事か」「些細なことであつても容赦せざ」と、双方に云い分があつても喧嘩両成敗として処断するという発想と法理、慣例に立つものである。

仇討もこのようないい分がある。武士の厳しい徳目・道理・作法として吸收され、武士道といふ大義名分の中に手討ち、仇討を正当化する。より具体的にいえば、仇討は武士の名誉の回復という手段であつて、妨げられ、汚され、恥辱でもつて踏みにじられた武士の身分と誇りを、執念と意地で自力回復する勇気ある堂々の大義名分ある行為と認識し自覚するのである。無礼討も、すれ違いざまの（武士の刀に触ること、鞘當て、鞘端の金具を鑓と云う）も、根源的にはこうした意識に端を発して類型化され、戦国領主の家法や掟、一山の寺法や兵書にも折込まれてゆく。

おや子きやうだいのかたきたり共、みだりに打べからず。たゞし、くだんのてき人、成敗おわつて後は、御領中へはいくわひの時、むて人走合、おやのかたきと云、子のかたきと云、打事越度有べからず。

〔伊達家塵芥集〕天文十五年
【長曾我部元親式目】慶長二年

一、敵打事、親の敵を子、兄の敵を弟打ち申すべく、弟の敵を兄打つは逆なり。叔父甥の敵打の事は無用になすべき事。

敵討は、親の敵を子のうつは順、兄のを弟のうつは順、子の敵、親のうつは逆、弟のを兄の討つは逆なり。

叔父の敵を甥の討つも順なれども、うたざるとてもくるしからざるなり。

〔甲陽軍鑑〕：

一、虚無僧自然敵討を望む者、吟味を遂げ、双方申分これなきよう還俗申し付け、寺門において勝負致さすべく候。勿論諸士の外差し免ず候、かけ頭ひいきを以て片落なる仕方停止の事。

一、諸士人を切殺、血刀を提げ、寺門へ懸込候わば留置子細を改め申すべく候。何事も武士の道にて宗法に仕るべく候。武士たりとも咎人とがにん一切隠し置き申すまじく候。もしその罪後日にあらわれ逃れ難き儀は早

速縄を懸け相渡すべく、その時一通り断り申すべき。

『普化宗門掟書』慶長十九年)

親の敵を討つ事、洛中・洛外によらず、道理至極においては、先例に任せ、沙汰に及ばざるの儀なり。しかりといえども禁裏仙洞の御近所、神社仏閣にては用捨あるべし云々。

『板倉伊賀守殿掟書』…)

といった掟・条々である。伊達家塵芥集は仇討騒ぎが領主の権限で成敗し一件落着したのちに、なお領中を徘徊、これをまた子が討つといった仇討の繰返しが無いよう戒めており、長曾我部の掟と甲陽軍鑑は、仇討とは眼下の者が討つものであると注意、普化宗門掟は虚無僧姿で寺領に入り勝負する例の多いことから、寺門外でいすれにも加担せず、かくまわないと定を明示、板倉掟書は仇討の禁止区域を示すものである。

三 忠孝と勸善懲惡の情理

さて、近世・江戸時代に入り、仇討の記録も内容もかなり詳細で明らかになつてきており、それは人口の増加や交通の発達とあいまつて、その数も急速に増えている。その初期に知られる仇討の一つに摂津天下茶屋の仇討がある。それは年月に大きな隔たりがあり、宇喜多（浮田）家の家臣林玄蕃は当摩三郎右衛門に殺されたといわれ、その子林源次郎は父の仇を求め諸国を尋ね歩いた挙句が、返討ちにあつて、さらに弟は苦労の末に、慶長十四年、摂津の天下茶屋でようやく当摩三郎を討ち本懐を遂げるという本格的な、父の仇は子が、兄の仇は弟が討つという定石通りの仇討がみられている。ただこの例をも含め、江戸初期の仇討は断片的史実と伝承が交錯し不確かなものが多い。

また一面、戦国時代の余燼を残す江戸初期の仇討は、「義殺」（義をみてなさざれば勇なきなり）という復讐観念のもと、即戦即決、一刀両断的な私的成敗の風潮が根強く、闇討・不意討・だまし討といった短絡で決闘的

手段でなされている例が多いのも特色である。のちの赤穂浪士の討入りを加え「日本三大仇討」に数える伊賀上野の鍵屋の辻の仇討とか、江戸淨瑠璃坂の仇討例などは、場面展開からみて、仇討というより武勇談を競う、仲間意識で強く結ばれた武士団のすさまじい集団決闘、殴り込み、あるいは局地的な激しい戦闘ともいえるもので、歴史にのこる美談・快挙と云うにはいささか疑問を感じ、この当時、大勢の助太刀による「返討」が多いのも、こうした結果であろうかと思う。この時代の断片的史実を小説として記した井原西鶴の『本朝櫻陰比事』なども、こうした内容と傾向をもつものである。

同じ小説でも菊地寛の『恩讐の彼方に』は史実・伝記を忠実に踏まえており胸うたれる。すなわち旗本中川四郎兵衛の家来福原市九郎は、わけがあつて主人を殺害、江戸を逐電しているが、二十五年目に四郎兵衛の遺児実之助が、遂に禪海せんかいと僧形に姿を変え、豊前国邪馬渓で青の洞門を開鑿する父の仇禪海を捜し当てたといわれる。しかし、すでに生仏とみる里人の嘆願と、不便な難所解消という大悲願に向けて一心に鑿をふるう禪海の姿に胸打たれた実之助は、共に最後の五年間開鑿を手伝い、完成の暁には禪海と共に父の法会を営んで江戸へ帰つていったという。その微細な虚実は別として、理想的に昇華された「討たずの仇討例」として、これを超えるものはない。今に遺る青の洞門ほど、ほのぼのとした仇討の結末はないのである。江戸初期にはこうした両極の仇討を見ることができる。

ところで江戸の中期、降つて湧いたような衝撃的仇討「赤穂浪士の討入り事件」が起こっている。この元禄時代は町人の財力が豊かとなり、元禄文化の開花といわれる繚乱の時代で、世界有数の大都市となつた太平の世、その幕府の御膝元「江戸」で起こつた幕府高官宅への集団仇討である。

この事件の政治的影響はまことに大きく、一方的に片寄つた喧嘩両成敗の処置は、これまで忠孝を奨励してきた幕政と矛盾し相違するといった、政道への批判が公然と噴き出され、武士はもとより庶民にも根強い抜がりを世評としてみせていつたのである。それに、さんざん痛めつけられた生類憐みの令への不満も加味されて

いたことは云うまでもない。学者・儒者の間でも、大義を貫いた武士の鑑で「快挙」・「義挙」と賞讃する室鳩巣らと、売名・再就職運動・犯罪にすぎぬ「愚挙」・「暴挙」という中井竹山らの意見と両論はあつても、次第に知られてゆく四十七士の劇的といえる曲折の腐心・忍耐と、成就に向か一心となつて本懐を遂げた人間模様に、深い感銘と同情・共感を呼んでいったのである。

これは最終的に、幕儒荻生徂徠の擬律書「義は己おのれを潔くする道にして、法は天下の規矩きく（筆者注・物差しのこと）なり。若し私論を以て公論を害せば、此以後天下の法は立つべからず」（『政談』）、すなわち同情の私論ではなく、公論は私論に優先すべきであるとする論理が採択され、全員切腹と決まつてゐる。

この全員切腹への同情は、事の理非曲直などに拘泥せず、云わざもがな天下に潜在し沈澱する不満を幕府にぶつけた代理行為・鉄柵行為・反権力への快挙として世人の心に深く留まることとなつたわけである。西欧では決闘でも戦争でも勝てば、勝者が正しい、勝者に正義があつたとする薄情ともいえる合理主義的考え方があり、ここまで割り切れないのが日本人的情理ともいわれるものなのであろう。

全員切腹への同情は、『平家物語』の滅びの美学と同様で、判官びいきの日本人的心情から、切腹のわずか十二日後に、上演された『曙曾我夜討』（三日で上演差止めとなる）は、暗にこの四十七士を賞揚する反応の早さを示すものに他ならない。さらにカムフラージュされながらも「碁盤太平記」「鬼鹿毛無佐志鑑」「忠臣金短冊」「大竹数四十七本」と続く上演も同種のものである。こうして寛延元年（一七四八）、討入りから四十七年目、語呂合わせのようであるが四十七士の義挙をたたえる竹田出雲の名作『仮名手本忠臣蔵』の大当たりとなつてゐる。こうした忠臣蔵の人気にはやかり、享保の時代、浅草奥山で親子三人による「仇討屋」が開業され、仇討を実演して客に喜ばれ、のち落語の種にも用いられたといわれるほどに人気が定着するのである。

ところで、一国の法制として手ぬるく感じられるが、江戸幕府の公式刑法典が『公事方御定書』（下巻が刑法典の御定書百箇条）としてはじめて成文化されたのは、四十七士の討入があつて四十年後の寛保二年（一七四二）

で、すでに江戸中期をすぎた時点である。そこで見られる仇討の規定は、

敵討願は簿に記し、願に任し申すべく、しかれども重敵は停止すべき事
死罪以上の科これあるものを、訴え出ず内証にて殺しなし候ものお仕置の事

(『徳川禁令考』御書付附録)
(御定書百箇条)

というもので、届出により、その正当なものが否か、身分ならびに重大な犯罪にからむ仇敵の場合は許さぬといった方針での審査・取調ののち、公許する制を探つてゐる。

四 仇討の変質と衰退・廃止の流れ

仇討を歴史的にも全般的流れからみても、そもそも仇討は武術の心得を必要とし、武士の名誉回復という意地や作法からも、武士階級で占められてきた報復行為であるが、江戸の中期をすぎ、享保・寛政・天保のいずれの改革のなかにも忠孝が強調され、特に寛政期以降、瓦版などに「忠孝仇討鏡」といった仇討番付が堂々と世に出され、はやし立てられる風潮がいちじるしくなったこと、さらに御定書により公儀に届ければ「願に任し申すべく」などと書かれているとか伝え聞くに及び、百姓・町人も届ければ出来る、親兄弟の仇討を我慢しなくとも自分の手で出来ると「仇討解禁」のように読み取り学び取つたようである。

ここに武士より百姓・町人の仇討が急に増えてゆくのであって、平出鏗二郎『敵討』(明治四十一年・文昌閣)での江戸時代敵討事蹟評に依れば、

慶長十年より元治元年に至るまでの間にあつた七十八件の敵討の場合について見るに、その中にて士の

敵討は四十七件あつて過半数を占め、平民の敵討は都合二十六件にて、その中農民は二十件、工商は四件、その他が二件であり、その他不明が五件であるが、これを元禄以前及び元禄以後に区分して見ると、元禄以前は士二十二件平民一件であつたが、元禄以後においては士二十五件平民二十五件で、同数となつてゐる。

(前掲・穂積『復讐と法律』)

といつた分析がみられている。平出氏収録の例の討手の相手は、①「父のため」五六例、②「兄のため」一八例、③「母のため」七例、④「養父母のため」四例、⑤「伯父叔母のため」二例、その他といった順となつてゐる。その後の新史料や最近の調査では、全国において百姓・町人による仇討ははるかに上廻つており、武士と異なり無届けの、非公式で記録にならないものや地域の伝承にとどまるものも多い。このような風潮から百姓・町人や体力的に劣るとみられる女・子供までが町道場で剣の腕をみがき、諸国に仇敵を求める旅に出るのである。

特に元禄時代は主人や父・夫・友人の仇討を目的とした女性の仇討が集中的にあり、大流行とは不適切な表現で、大岡裁さにあやからうとしたわけでもなかろうが、みられている。女性の仇討は好奇をそり目立つたようで、瓦版もあえて色刷りの絵入りであり、歌舞伎・仇討狂言や講談では、必ず主人公は妙齢の美人、細腕の女仇討には助太刀もあり、「後鉢巻玉櫛なまこだなわ、足ごしらえもしつかりと、色鮮やかに裾翻すそひるがえし」と、お決まりの表現になつてゐる。それだけに史実にもない「やらせ」作り話「形容詞」の部分も男の場合より多いようと思われる。

ここでは私が感銘を覚える女性の仇討例として『翁草』の「瀬川の仇討」を筋書程度に要約して掲げておこう。史実としてもかなりしつかりしている例である。すなわち、

たか（のち瀬川）の父・大森通仙は奈良の町医者から京都の富小路家の御抱医をつとめたとき、同家の女中と情事があり、再び奈良に戻ったという。その娘たかは仲々の器量よしで、奈良町奉行与力玉井与一右衛門の若党源八（実は地元では知られる与太者^{ワル}）にストーカーされ、恋文を寄せられるがこれを拒んでいた。源八はいやがらせのため鹿の死体を通仙宅の前に置き去りにした。奈良では鹿は神の使い、これを殺せば死罪・石子詰の決まりで、放置しても咎めは免れない（奈良の人はこのため門前を確かめるため早起きという）。犯人不明のまま通仙は奈良所払いとなり京都・大坂と転々とし、大坂で病死する。母と二人となつた娘たかは、ここで大坂城代内藤豊前守式信の家来小野田久之進（一五〇石取り）に見染められて結婚、平穏で幸せな生活をもつたといわれるが、それもつかの間、夫久之進は公用で出張中、東海道江尻領（駿府の近く）で兇賊に殺され、主君よりの預り金四百五十両を奪われたため、小野田家は不始末としてお家取潰し、たかと母はまた転々とする生活に戻っている。

たかはここに夫の仇討を決意、苦海吉原に身を沈めれば母の暮しも立ち、諸国の中男出入りのある所であるので、仇敵の手がかりもつかめると考えたようである。吉原松葉屋に前借百二十両、年季十年で抱えられた。「瀬川」と名乗るたかは、容姿はもとより気品もあり、諸芸に通じていたため吉原で一、二を争う看板女郎となり、やがて幸運にも三人連れの上方の上客の中から見覚えある源八を確かめ、「夫の仇敵、源八覚悟」と斬りつけ、死には至らなかつたが町奉行へ届出している。取調により源八の奈良での通仙一家へのいやがらせ、難儀の仕掛けが明るみにされ、江尻宿での久之進殺しも、その仕返しの仕業と白状、源八ら三人は鈴ヶ森で磔となる大事件で落着したのである。

この事件は『大岡政談』にも語られるのであるが、実はこの事件を扱うのは町奉行中山出雲守時春で、本懐を達したうえ兇悪犯捕縄ともなつたことを賞し、「傾城奉公御免」（松葉屋の前借残金帳消し）「御咎め無し」と

している。吉原を出て自由の身となつた瀬川はその足で淺草幡隨院に赴き剃髪、日貞尼と名乗ると共に、近くに再法庵という小庵をしつらえ、そこにこもり静かに夫の菩提を弔つたという。女の身での仇討と云い、身を落としての仇討と云い、この仇討は「勸善懲惡」の典型、「孝女」の典型として歌舞伎にもなつたものである。また、男の恥の上塗りともいえる妻仇討は、本来の仇討とは云えぬものであるが、室町幕府が文明十一年（一四七九）認可した妻仇討は、江戸時代に入つても手討ちとして踏襲され、宝永三年（一七〇六）の妻仇討の事例を近松門左衛門が『堀川波鼓』として劇作化、「物の哀や武士の、身こそ仇なる慣なれ」という科白があり、妻の許せぬ間男とはいえ、尼にしてでも生かして置きたかったとする哀切の心情を滲ませてゐる。

このほか、女性のもう一つの仇討として、幕末の嘉永六年（一八五三）、とませ・宥憲といふ山伏の妻子が、実に五十三年の探索ののち、陸奥国行方郡鹿島駅陽山寺で母の仇源八郎を討つており、仇討所要年月の最長記録で、怨念一筋、仇討のための旅人生であつた。参考までに、これに次ぐものは、双方武士であるが久米幸太郎が滝沢休右衛門を陸奥国牡鹿郡祝田浜で、四十一年目に父の仇を討つた例である。

幕末に武士の仇討が大きく減少したのは、長い仇討の旅、家督断絶の危惧、公許の手続を経たからには絶対に討ち損じることがあつてはならぬという自責も大きな重圧として心にのしかかり、自重する方向にあつたとみられる。また、届をすませ、公許のもと、実際に苦心の末、仇敵と出合わせたとしても、他国などでは仲裁・通報など邪魔が入つて中断したり、百姓・町人などでは無届であることから逆に取調のため入牢や咎を受けるなど、スムーズにゆかないのである。また事前に察知されてのすれ違いや逃亡、相手の病死（この場合、証拠の提出を必要とした）などもあるわけである。加えて仇討手続については、私も「法が語る仇討」（新人物往来社『歴史読本』平成九年一月号）で概略記したことから省記するが、その煩雑化、不成功の率も減少要因の一つといえるものである。

こうしたなか、ようやく仇討廃止の考え方も胎頭、中国の王安石（一〇二一～八六）の新法に、

天子はその聴く能わざる者を誅して、而してこれがために刑を其讐に施す。乱世には天子・諸侯・方伯皆以て告ぐべからず。故に書に糾ちゆうを説て曰く、凡そ辜罪こざいあるも、乃ち恒に獲ることなし、小民興つて敵讐を相為すと。蓋し讐の興る所以は、上の告ぐべからず、辜罪の常に獲ざるを以てなり。この時に方り、父兄の讐ありて珮すなわちこれを殺す者は君子その勢いを権り、その情を恕して、これに与ゆして可なり。故に復讐之義、『春秋伝』に見え、『礼記』に見ゆるは、乱世の子弟たる者のためにこれを言うなり。『春秋伝』に以為らく、父誅を受けて子讐を復するは不可なりと。これ身の私を以て天下の公を害せざるを言うなり。また以為らく、父誅を受けざれば子讐を復するも可なりと。これ絶つべきの義なるを以て絶つべからざるの恩を廢せざるを言うなり。

〔復讐解〕

という、「復讐は治世の道に非ず」とする柔軟かつ進歩的な埋もれた古典を見直し、再認識されてゆく一動向もみられたようである。その影響か定かではないが、播州赤穂藩で兵学を説いた山鹿素行（一六二三～八五）も、兵書『甲陽軍鑑』に、武士が仇持あだまとなれば討手を避けるために変装し、寝床を替え、夜歩きし、脇道を通るなどを心掛け、「討たれぬことが武士の一分（一理の分別）」であるとの理を記すとおり、兵学的視点と客観的な社会の安寧秩序を考慮、「仇人は逃げきるのを誉れとする」（『武教全書』）と自らの書に記すのである。山鹿素行から兵書を学んだ大石内蔵助は、この部分をどのように聞き取り解釈したものか。相憎の「ひるあんどん行燈」で、この部分は講義中の居眠りで聞き逃がしたものであろうか。いや逆に、この部分こそ討入りの本心を世に欺くため巧みに応用、本番討入り前に大いに実践したところである。山鹿素行の考えに一貫性をもたせようと、こだわってはならないが、すくなくとも山鹿素行の論は『甲陽軍鑑』と通ずる接点があり、王安石の考えに近く、江戸中期、対島藩に仕えた儒者雨森芳洲（あまのもりほうしゅう）（一六六八～一七五五）が、

父母のあだには共に天下をともにせずといえるも、周の季世、世の中乱世となり、この国の号令かの国に及ばず、兎をいれ叛をまねく風儀はやりたる時のことなるべし。今の時はまことに八島の外まで靡かぬ草木もなく、めでたき一統の御代なれば、人の親を殺せるものならば、いかにもして尋ねいだし、その罪をただし給うべきに、その子にまかせおかれ、生殺の権を下にかし給うは、如何なる故にか。

（多波札草）

と疑問をもつて反問、王安石の復讐処罰説・復讐廃止への説に、皮肉にも同化してゆく方向の論理となつている。

それに、もはや仇討が大義名分の筋論では網打ちできず、幕末の瓦壊してゆく無秩序の中に、『天保水滸伝』にみるような侠客世界の言い草として、親分に恥をかかせたとか、喧嘩や虚勢の言いがかりから、親分・乾分の仇討という類い今まで雑多にみられ、あるいは不純な動機の類いもあり、本来の仇討の趣旨からはずれ、質の低下もみられている。さらに維新直前の幕末には、斬姦状ざんかんじょうを携えた『天誅』（暗殺）という偏向した敵討の形態で“天誅組罷り通る”のである。

時代は御維新を過ぎ、明治六年（一八七二）一月七日、仇討禁止令（大政官布告第三七号）が出されているが、なお若干の仇討例がみられ、秋月藩士臼井亘理の子臼井六郎の父の仇討が、わが国最後の仇討となつている。相手の一瀬直久は勤王の功ありとして、すでに静岡裁判所判事から東京上等裁判所判事と出世していたのであるが、明治十三年十二月十七日、これを討つている。臼井は通りがかりの人力車で京橋警察署に直ちに自首、翌年九月二十二日、終身禁錮の刑を言渡され、小菅の東京集治監に収監され服役、九年後に減刑の恩赦をうけ、明治二十三年（一八九〇）六月、仮出獄となつている。その判決文はつぎのごとくである。

宣 告

臼井六郎

其方儀明治元年五月廿三日夜父母ノ寝所ヘ忍入父亘理及ビ母ヲモ殺害シ嬰孩ノ妹マデ傷ヲ負ハセ立去者アリ
 其場ニ至リ視ルニ其惨情見ルニ忍ビズ此暗殺ヲ為シタル者ハ千城隊士數名ニシテ父母ニハ其罪ナシト聞キ幼
 年ナガラモ痛念ニ堪ヘズ必ズ復讐セザルベカラズト思ヒ後チ父亘理ヲ殺害シタル者ハ右隊長一瀬直久ニシテ
 又右暗殺ヲ為シタル者ニハ罪ナク却テ父亘理ハ死後冤枉ニ陥トシイレラレシト聞キ之レヲ事實ト認ムルヨリ
 益々痛忿激切父讐ヲ手刃スルヨリ外ナシト決シ明治十三年十二月十七日鶴沼不見人宅ニ於テ一瀬直久ニ出
 遇ヒ父ノ仇覚悟セヨト声掛け矛テ携フル短刀ヲ以テ闘ヒ遂ニ殺害ニ及ビ直ニ警察署ニ詣リ自訴ス右科改定律
 例二百三十二条ニ依リ謀殺ヲ以テ論ジ士族ナルニ付改正閏刑律ニ照シ自首スルト雖モ首免ヲ与フルノ限ア
 ラザルニ依リ禁獄終身申付ル

明治十四年九月二十二日

東京裁判所

国際化時代といわれる現代から仇討を虚心に回顧すれば、他国にほとんど例をみない仇討・切腹などの制度・作法は、日本独特のもので、封建制度下とはいえ、手段として日本人的願望と不満を集成した特殊な図式にあり、余りにも日本の土壌と情理に立つものであつたことを知る。たしかに被害感情を満足させ、恨みを晴らしたい気持ちをば全うさせたいという情理は、痛いほど理解できるが、これを避けねばならないのは、多くの場合、討手と云い相手（仇持ち）と云い、日々死を賭しての攻防と、緊張を宿命のごとく背負い生きる、共に不幸な人生であるからである。